

図書館の役割と概要について

1 図書館の役割

図書館法

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設（以下省略）

2 三田市立図書館の概要

(1) 施設

本館	藍分室	ウッディタウン分館	移動図書館
一般開架室 児童室 調査相談室 視聴覚コーナー 新聞・雑誌コーナー 点字録音室 特別展示室・ギャラリー コミュニティホール・研修室 閲覧席 Wi-Fi64 席 カフェルーム 閉架書庫	一般書コーナー 児童室コーナー 参考図書コーナー 新聞コーナー 閉架書庫	一般開架フロア 児童開架フロア 三田市関係資料コーナー 新聞コーナー 閲覧コーナー 閉架書庫	愛称：ひだまり 巡回：市内北部地域 3 コース 10 ステーション 3 週間に 1 回 (毎週金曜日)
蔵書数：264,517 冊	蔵書数：35,512 冊	蔵書数：102,837 冊	積載冊数：約 1,250 冊

(蔵書数：令和 4 年 3 月末)

(2) 沿革

平成 2 年 3 月	開館
平成 6 年 1 月	移動図書館巡回開始
平成 12 年 8 月	藍市民センターに図書室を開室
平成 15 年 6 月	ウッディタウン分館開室
平成 24 年 12 月	インターネットによる資料の予約受付を開始
平成 26 年 4 月	指定管理者「TRC 三田」へ管理運営を移行 開館日・開館時間を拡大
8 月	電子図書館サービスを開始（電子書籍の貸出等）
平成 31 年 4 月	指定管理者「TRC 三田」による 2 期目の管理運営を開始

3 指定管理者に対し特に求める経営目標

- ① 地域の「知と憩いの拠点」を担う施設であることを認識し、社会教育、生涯学習の支援を意識的に行うこと。
- ② 高齢者や障害者が利用しやすい環境を実現すること。
- ③ 子どもの読書推進、子育て支援を目的とした自主事業を積極的に展開すること。
- ④ 図書館員の資質及び業務水中の向上を目的とした研修を計画的に実施すること。また第三者の実施する研修にも図書館員を積極的に参加させること。
- ⑤ 定期巡回（毎週金曜日）以外に、移動図書館を活用したアウトリーチ事業の充実を図ること。